

横浜市公告第 486 号

マンション再生組合に係る定款の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 組合の名称
ニックハイム綱島第一マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
ニックハイム綱島第一
 - (2) 敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 3 再生後マンションの敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 4 事業施行期間
令和6年1月25日から令和12年9月30日まで
- 5 事務所の所在地
東京都港区西新橋2丁目8番6号
- 6 設立認可の年月日
令和6年1月25日
- 7 定款の変更認可の年月日
令和8年9月25日